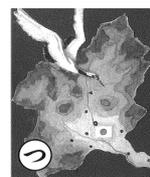




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年9月13日(金) 第9732号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
公 告	
○労働者委員の候補者の推薦(労働政策課)	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(会計課)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第 1 2 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年 9 月 1 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及びみなかみ町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第 1 2 9 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年 9 月 1 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 藤岡市及び多野郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所

令和元年10月16日	午前10時～午後3時	上野村役場
令和元年10月17日	午前10時～正午	神流町コイコイアイランド会館
	午後1時30分～午後3時30分	神流町中里合同庁舎
令和元年10月18日	午前10時～正午	藤岡市神流公民館
	午後1時～午後3時	藤岡市小野公民館
令和元年10月21日	午前10時～午後3時	藤岡市鬼石総合支所
令和元年10月29日	午前10時～午後3時	藤岡市美土里公民館
令和元年10月31日	午前10時～午後3時	藤岡市美九里公民館
令和元年11月1日	午前10時～午前11時30分	藤岡市日野公民館
	午後1時～午後3時	藤岡市平井公民館
令和元年11月5日	午前10時～午後3時	藤岡市役所車庫棟
令和元年11月6日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館
令和元年11月8日	午前10時～午後3時	藤岡市藤岡公民館

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	299号	多野郡神流町大字神ヶ原字原9番の1地先から同郡同町大字同字戸面438番の3地先まで	前	4.3～10.8	556.7
			後	4.3～10.8 9.3～30.4	556.7 623.2

■ 公 告

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第23

1号)第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員について、補欠の委員2人を任命するので、推薦資格を有する労働組合は、次により労働者委員の候補者を推薦してください。

令和元年9月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 推薦資格 労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみに組織を有する労働組合であり、かつ、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4の欠格条項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続 推薦資格を有する労働組合は、推薦書(別記様式)に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
- 4 推薦書類の受付期間 令和元年9月13日から令和元年10月18日まで

別記様式

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 山 本 一 太 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略 歴	労働組合法第19条の4該当の有無

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年9月13日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 調達物品、数量及び納入場所

	購入物品	数量	納入場所
ア	群馬コンベンションセンター会議施設 1・2階スタッキングチェア	1, 452脚	群馬コンベンションセンター (高崎市岩押町12-24)
	スタッキングチェア専用台車(2階)	36台 (設置場所ごとのスタッキング チェアが収納可能な台数)	
イ	群馬コンベンションセンター会議施設 3・4階スタッキングチェア	1, 128脚	群馬コンベンションセンター (高崎市岩押町12-24)
	スタッキングチェア専用台車(3・4 階)	22台 (設置場所ごとのスタッキング チェアが収納可能な台数)	

(2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和2年3月31日(火)

(4) 入札方法 上記(1)ア及びイの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年9月27日(金)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月15日(火)までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けて

いない者であること。

(5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 佐藤篤史 電話027-226-3820 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和元年9月13日(金)から同年10月15日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時

	購入物品	日時
ア	群馬コンベンションセンター会議施設1・2階スタッキングチェア	令和元年10月24日午前10時00分
	スタッキングチェア専用台車(2階)	
イ	群馬コンベンションセンター会議施設3・4階スタッキングチェア	令和元年10月24日午前10時30分
	スタッキングチェア専用台車(3・4階)	

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和元年10月23日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬コンベンションセンター会議施設0階スタッキングチェア及び専用台車の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和元年10月15日(火)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
i	stacking chairs (for first and second floors)	1,452	10:00 a.m. October 24, 2019
	stacking chair dollies (for second floor)	36 (or requisite number of dollies to store the stacking chairs used in each room on the second floor)	
ii	stacking chairs (for third and fourth floors)	1,128	10:30 a.m. October 24, 2019
	stacking chair dollies (for third and fourth floors)	22 (or requisite number of dollies to store the stacking chairs used in each room on the third and fourth floors)	

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery period
i	stacking chairs (for first and second floors)	March 31, 2020
	stacking chair dollies (for second floor)	
ii	stacking chairs (for third and fourth floors)	March 31, 2020
	stacking chair dollies (for third and fourth floors)	

(4) Contact information: Atsushi Sato, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3820 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111